

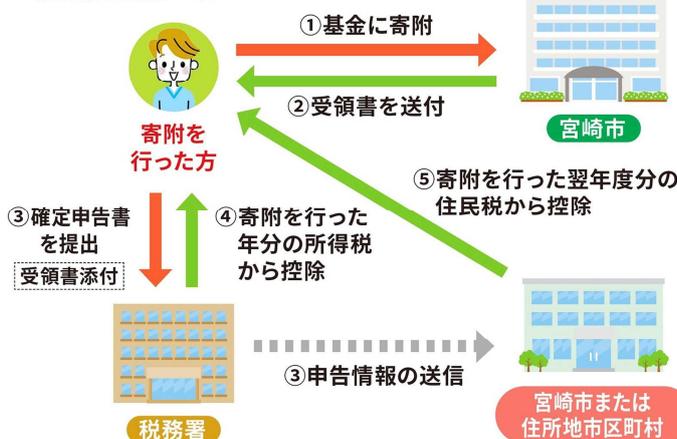
宮崎市子どもの未来応援基金にご寄付頂いた皆様へ

—基金への寄付には税制上の優遇措置があります—

基金への寄付は、所得税および住民税の寄付金(税額)控除の対象となります。2,000円を超える寄付金については、一定の上限まで、所得税および住民税が控除されます。ただし、控除を受けるためには確定申告が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

(問)市民税課 0985-21-1748

■ 税制優遇措置の流れ



【Q1】基金への寄付は、ふるさと納税のワンストップ特例制度の対象となりますか。

基金への寄付はふるさと納税のワンストップ特例制度の対象外です。所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金控除の適用を受けるためには、寄附受納書等の領収書類を添付し、所得税の確定申告が必要となります。なお、税務署で確定申告される場合、事前に予約が必要となります。

(問) 宮崎税務署 0985-29-2151

【Q2】すでに、ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請している場合はどうなりますか。

「確定申告書」、または「市民税・県民税申告書」を提出された方は、既に提出しているワンストップ特例制度の申請が無効となります。そのため、確定申告を行う際は、基金への寄付金とふるさと納税の寄付金を併せて申告する必要があります。

【Q3】どのくらい税金が安くなりますか。

所得、その他の控除や世帯状況によって異なりますが、以下の場合は3万円の寄付額に対し、約2万8千円が控除されます。

モデルケース		
	父：年収400万円（所得276万円）	
	扶養：妻、年少2名（小学生、未就学児）	
	社会保険料控除：30万円 生命保険料控除：5万円	
	地震保険料控除：1万円	
	所得税額：78,600円 市県民税額 166,500円	
	寄付額：30,000円	
控除額：▲28,200円（所得税▲1,500円 + 市県民税▲26,700円）		